

TOSHIN STUDY New52

東神油槽船株式会社 平成25年7月23日 BY安全管理室

〒103-0023 東京都中央区日本橋本町 4-5-14 入江ビル7階

TEL03-3270-3033 ・ FAX03-3241-2812

【ミニボートにご用心！！】

7月になり、今年は猛暑（それを通り越して酷暑になっているという説もあります）が続いているため、マリンレジャーが盛んになっています。

ところで、数年前に法令が変わり、「ミニボート」という新しい用語が登場しました（背景には、外国や業界の思惑もあったようですが、紙面の関係上省略します）。ミニボートの定義をみなさんにご存知でしょうか？関係法令によると

- ・長さ3m未満（全長にすると約3.3m未満です）
- ・機関出力が2馬力以下

となっていて、これに該当する船舶は

- ・船舶安全法
- ・船舶職員及び小型船舶操縦者法

及び関連法令の適用を受けないことになっています。

つまり、ミニボートを購入すれば、小学生でも一人で海に出ることができるのです。みなさんは、この事実をどうとらえますか？



私が思いつく問題点をいくつか挙げてみたいと思います。

1. 船舶安全法の適用等がないということは・・・

誰がどこで何人乗せて運航しても、違反にならないということです。また重たい荷物を載せたり大人数で乗船しているときには、船が非常に不安定になっている可能性もあります。ですから、近くを通航した場合には航走波で転覆させてしまう可能性があります。実際に海上保安庁のデータによればミニボートの海難は転覆海難が一番多く発生しています。

2. 海上交通三法の不知・・・でも法律は適用

道路交通法をまず、考えてみてください。条文の内容（法律に書かれている内容のことです）は知らなくても、小学生のころから交通安全教室という形で、「赤信号は止まれ」「横断歩道は手をあげて渡る」「交差点では一旦停止」などという交通ルールを教え込まれているので、問題はないと思います。

では、海のルールについてはどうでしょうか？

陸上の交通ルールを海に持ち込むことをできないのは、みなさん良くご存知だと思います。

ます。日本の海では海上交通三法（「海上衝突予防法」「海上交通安全法」「港則法」）やその他の規制（例えば港内では「自主ルール」もあります）に従ってすべての船舶は運航されています。当然ミニボートもこれらのルールに従う義務はありますが、ミニボートの操船者は知っていると思いますか？ミニボートを販売している業者や協会では海上交通ルール等について明記した簡単なリーフレットを発行していますが、講習会があるわけでもなく、また販売時に海上交通ルールに関する注意喚起が行われているかどうかは定かではないので、海上交通ルールを知らない船だと思って対応する必要はあると思います。また、船員法における船長の責務も当然適用になります。

なお、夜間航行については、リーフレットの中では①法律上灯火が必要であること②灯火をつけてもミニボートは発見されにくいので夜間航行は避けるようにと説明されています。

3. 保険は？

海運業に使われている船舶は、通常 PI 保険や船体保険等必要な保険に加入していますし、漁船の場合には特殊な総合保険である漁船保険にほとんど加入していますが、ミニボートの保険加入は任意ですので入っていない船がほとんどだと思います。これはプレジャーボートとも基本的には一緒ですが、まだプレジャーボートのほうが保険加入率は高いと思います。実は、近年プレジャーボートによる事故で、保険に入っていないために多額の賠償を支払うことができないトラブルも何件か発生しています。被害者にとっては当てられ損になりかねないのが現状です。

4. 素人ゆえの機関故障の可能性

先ほど、ミニボートの海難では転覆海難が一番多いと説明しましたが、次に多いのが機関故障です。港内で機関故障→錨も持たないからそのまま漂流→どこかに乗り上げる、なんてことも考えられます。

5. 素人ゆえの不知

以前、海運関係の事務所に勤務している方に、船はどうやって急停止するか聞いたことがあります。また、私の家族にも聞いたのですが

- ① ブレーキを踏む
- ② スロットルを離したらすぐに止まる
- ③ 方向を変えて、何とかよける
- ④ エンジンをバックに入れる 等々

という回答が返ってきました。一般の方の知識はこの程度のものです。ミニボートをお持ちの方は当然ある程度の知識は持っているものの、そのイメージは、自分が乗っているミニボートを基準にしている場合が多いと思います。ですから、①船はスロットルを緩めればすぐに速力が落ちる②直前で気づいても舵を切ればよけられる という認識しかなく、私たちのように余裕をもって早めに避航するという意識はないと思っただ方がいいでしょう。

6. そしてレジャーにつきものの…

大人のレジャーに必要な不可欠なもの、それは「ビール」です。ミニボートで行うレジャーのひとつに釣りがありますが、ほとんどの方がクーラーを持ち込んで運航し、なかにはクーラーの中にビールを忍ばせて飲みながら釣りを楽しんでいる人も少なくないと思います。では、飲酒に関しての規制はどうなっているのでしょうか？海技免状が必要であるプレジャーボートの場合は「船舶職員及び小型船舶操縦者法」の中で規制されています。ところが、ミニボートはこの法律が適用にならないため、実はミニボートの船長に対して飲酒に係る法的規制はありません（運輸局にも確認しました）。日本は「罪刑法定主義」といって法律で明記されていないことについて、罪を問われることはありません。実際に海難を起こした場合には、飲酒による重過失等が問われることがある可能性はあるものの、飲酒（酒気帯びも含む）してミニボートを操縦することは、問題ないということになります。

飲酒による操船の問題は、①判断が遅くなる②速力に関する感覚がマヒする③人によっては眠ってしまう という危険があります。プレジャーボートに関しては過去のデータでは飲酒していない海難事故に比べて死亡者が3倍になっています。車の飲酒事故でも同じような傾向にあると思われませんが、正常な判断ができないで暴走し、速力が速いので乗揚げや衝突の際の衝撃が半端ではなく、死傷する人の数が増加するのだと思います。ミニボートは2馬力程度なので、高速航行はできないと思いますが、なかには違法改造している船もあるようなので、注意が必要です。

7. 船としてはどうすべきか

法律上の規制や行政が行う安全対策も、社会的問題として認識されるまでは期待できないと思います。結論としては自己防衛策を行うしかなく「君子危うきに近寄らず」ということになります。ミニボートと思われる船を見かけたときには、①航走波の影響を及ぼさないよう安全な距離を離して②見合い関係だけで判断せず、他船との関係等で問題がなければ積極的に避航することが事故防止につながる可能性があります。また、経験上相手に注意を促すのに汽笛は非常に有効ですから、積極的に活用してください。

編集後記

今回は、マリンレジャーについて触れました。ところで、みなさんは下船した際に海水浴に行かれることもあると思いますが、注意して頂きたいことがあります。それは「長距離ドライブと飲酒と海水浴」の相性が最悪だということです。家族や彼女等と海水浴に行くために長い時間運転し、海水浴場に到着して休む間もなく浜に出ることもあると思います。最初は荷物の番をしながらビールをのんびり飲んだ後、呼ばれるままに海に入る場合もあると思います。実は、この状況でおぼれたり心臓麻痺を起したりする事故が多数あります。十分注意してください。 完